

経営所得安定対策の見直しについて

2013年10月24日

秋山 咲 恵

経営所得安定対策の見直しは、農業の成長産業化に向けた重要な課題。経営所得安定対策の見直しを軸に、関連諸制度の見直しを進めていくべき。

前回会議でも申し上げたが、米については輸入禁止的な国境措置に守られていることから、販売価格と生産コストの格差を補填する必要性はない。このため、米については直接支払交付金を原則として来年度から廃止する方向で検討すべき。

また、米価変動補填交付金については、自己負担なしに全額補填されるという事業意欲を削ぐものであり、平成26年産から廃止する方向で検討すべき。

農業を産業として捉えれば、どの作物を作付するか判断は需給バランスや価格動向をみて経営者たる農業者が判断すべきもの。現行の制度では、作目に着眼した米の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金というインセンティブにより、国が作付の判断に歪みを与えている。本来あるべき経営所得安定対策は、作目別ではなく、意欲ある農業者の経営安定化の観点から必要な施策を検討すべきと考えます。

上記の考え方の下、今後2年間で集中改革期間とし、農業の生産性向上のため農地の集約・農家の規模拡大を図ることとし、経過的措置を設けた上で、中期的な生産数量目標の設定の廃止を含め全面的に諸制度を改革すべきと考えます。ただし、経過的措置の設計に当たっては、例えば補助金の額を大幅に削減する、交付対象を厳格化する等、改革の方向と整合のとれたものとすべき。

この集中改革期間においては、現行の様々な補助金を見直すとともに規模拡大のためのインセンティブ措置を拡大する等の補助金改革を一体で行う必要がある。

あわせて、規制改革会議で先行議論頂いている農業法人の在り方、農業生産法人の要件の見直しや農協の事業や流通の在り方についても結論を得て必要な改革を行っていく必要があると考えます。

更に、農業・農村全体の所得倍増を図るため、6次産業化をはじめとする付加価値・生産額の増加に向けて、積極的に政策的に取り組むべきである。

なお、前回の会議において、大泉教授より小規模農地所有者への対応について示唆に富むコメントをいただいたが、小規模農地所有者には農地中間管理機構等を通じ農地を貸し出して頂き「地代で守る」ことを明確にし、環境政策、社会政策、国土政策の担い手として活躍して頂くことを支援する必要があるのではないかと考えます。

この他、社会・環境政策として必要な施策は産業政策として必要な施策と切り離し、必要があれば、農業の構造改革を後押しする形で対策を検討すべきである。